平成２２年（フ）第７４６号
広島市東区戸坂桜上町12番12―205号
債務者　村田千香子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３０号
広島市安佐南区相田６丁目４番13号
債務者　砂田　智美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目10番６号永仮ハイツ103号
債務者　長谷川和子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県垂水市潮彩町３丁目15番地７
債務者　嶽釜　智彦
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県垂水市本城4001番地ロ号
債務者　倉岡貴美子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字大浜1349番地の26
債務者　友寄　敏治
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１４号
沖縄県石垣市字真栄里185番地の７　Ａ―７
債務者　上原　文子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第４６号
北海道余市郡余市町浜中町101番地160、前住所北海道余市郡余市町黒川町３丁目62番地２
債務者　大野　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４０号
北海道苫小牧市柏木町２丁目18番８号
債務者　武者　　裕
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８５号
北海道苫小牧市明野元町１丁目７番23号　ＣＬＡＢ．ＢＲＥＩＴＬＩＮＧＳ201号
債務者　小林　豊志
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２１号
北海道苫小牧市字沼ノ端927番地の77
債務者　佃　　美紀（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目１番９―302号
債務者　木村　　潤
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県能代市西通町13番11号　ハイツどりいむＡ―101号
債務者　石上　聖子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４７号
秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字高畑岱61番地、前住所東京都板橋区坂下３丁目27番23―207号　東洋スカイハイツ
債務者　松橋　舞子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１２６号
長野県東筑摩郡筑北村坂北5827番地125
債務者　久保田直子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１１８号
滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1246番地
債務者　富田　　平
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１２０号
滋賀県東近江市沖野１丁目４番13号、前住所滋賀県近江八幡市馬淵町2449番地
債務者　横田チズ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
大津地方裁判所彦根支部